

まもなく税の申告です

問い合わせ
市税課 市民税係 ☎ 27-8481

令和7年度 市民税・県民税申告受付日程表

受付期間 2月10日(月)～3月17日(月)

受付時間 午前の部：9時～11時30分 (シープラザ釜石：9時15分～11時30分 入館は9時～)

午後の部：13時～15時 (シープラザ釜石：13時～15時30分)

月	日	曜	受付地域		受付会場
			午前	午後	
2	10	月	野田町・桜木町・新町・住吉町・礼ヶ口町		小佐野コミュニティ会館
	12	水	小佐野町・定内町		
	13	木	甲子町第11～16地割	小川町	
	14	金	甲子町第1～3地割	甲子町第4地割	
	17	月	甲子町第5～8地割	甲子町第9地割	
	18	火	甲子町第10地割		
	19	水	栗林町第3～15地割	栗林町第16～24地割	
	20	木	橋野町第1～32地割	橋野町第34～43地割	
	21	金	鵜住居町1丁目～5丁目	鵜住居町第1～22地割	
	25	火	鵜住居町第23～30地割・両石町		
3	26	水	片岸町・箱崎町		鵜住居公民館
	27	木	唐丹町（小白浜）	唐丹町（片岸・川目・山谷）	
	28	金	唐丹町（花露辺・大曾根・桜峠）	唐丹町（上荒川・荒川・下荒川・大石・向・屋形）	唐丹公民館
	3	月	平田第1～3地割		平田集会所
	4	火	平田町1～3丁目・平田第4～9地割		

月	日	曜	受付地域	受付会場
5	水	シープラザ釜石	市内全域	
6	木		市内全域	
7	金		市内全域	シープラザ釜石
8	土	休み		
9	日			
10	月	シープラザ釜石	市内全域	
11	火		市内全域	
14	金		市内全域	シープラザ釜石
15	土	休み		
16	日		市内全域	シープラザ釜石
17	月		市内全域	シープラザ釜石

※9時前はシープラザ釜石への入館はできません

上記の申告受付期間中は市税務課窓口での申告受付はしていません

申告にあたってのお願い

◆事業所得などの収支計算の必要な所得を申告する人、医療費控除を申告する人は、収支内訳書や医療費控除の明細書の作成を済ませてからご来場ください

※作成をしていない場合、会場設置の記載台などでご自身による作成をお願いします

◆混雑状況によっては、午前の受付でも午後の申告案内となる場合があります。あらかじめご了承ください

◆申告の内容によっては、税務署での申告をお願いする場合があります

◆令和7年度申告の手引き、申告書、医療費控除の明細書は市税務課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市ホームページからダウンロードができます



要介護認定を受けている人向け 申告で控除を受けられる場合があります

介護保険の要介護認定を受けている人は、確定申告または市民税・県民税申告で次の控除を受けられる場合があります。

対象 障害者控除 65歳以上で、身体の障がいまたは認知症の状態により日常生活に支障がある人のうち、一定の基準に該当し「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた人。

対象 寝たきりの人のおむつ代の医療費控除 医師から「おむつ使用証明書」の交付を受けた人や要介護認定に使用した主治医意見書の内容が一定の基準に該当し、市から「おむつ代に係る医療費控除対象確認書」の交付を受けた人。

問い合わせ 認定書・証明書の交付…市高齢介護福祉課 介護認定係 ☎ 22-0178
控除の内容…市税務課 ☎ 27-8481

まもなく令和6年中の収入の申告時期です。

この申告は、市民税・県民税（住民税）の課税の他、国民健康保険税など、多くの公的な手続きの基礎資料となります。早めの準備をし、忘れずに期限内（3月17日まで）に申告しましょう。申告が必要かどうか、次の表を確認してください。

対象 令和7年1月1日に釜石に住所がある人

※対象でない人は、1月1日の住所地市区町村に確認してください

特例の適用などによっては沿わない場合もあります。

所得税の還付を受けるためには必ず確定申告が必要です。

※1 所得証明書など必要な人は、郵送で申告書を提出してください。
(提出先)
〒026-8686 只越町3-9-13
釜石市役所 税務課 市民税係

収入のない人

●市内在住の親族の税法上の扶養になっている 申告不要※1

●誰の扶養にもなっていない

●市外居住の親族の扶養になっている 住民税申告

主に年金収入の人

●年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）以下 申告不要

●年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）超、400万円以下（控除を追加する場合）

●年金収入が400万円以下で、年金以外の所得（20万円以下）がある

●年金収入のみで400万円を超える

●年金収入があり、年金以外の所得が20万円を超える 確定申告

主に給与収入の人

●年末調整済の給与（1カ所からの給与）のみ 申告不要

●給与収入が93万円以下

●給与収入があり、給与以外の所得が20万円以下 住民税申告

●年末調整が済んでいない ●医療費控除を受ける

●2カ所以上から給与を受けた

●年末調整の内容に変更がある（給与収入が93万円以下も含む）

●給与収入が2,000万円を超える

●給与の収入があり、給与以外の所得が20万円を超える 確定申告

その他の収入がある人

●営業、農業所得 ●不動産所得 住民税申告

●雑所得 ●一時所得 ●利子所得

●配当所得 ●譲渡所得

●所得金額より控除金額の方が多い（所得税が課税されない） 住民税申告

●所得金額より控除金額の方が多い（所得税が課税される） 確定申告

●非課税収入のみ ●市内在住の親族の税法上の扶養になっている 申告不要※1

●誰の扶養にもなっていない 住民税申告

●市外居住の親族の扶養になっている

申告に必要なもの

◆令和6年中の収入が分かるもの（源泉徴収票など）

◆社会保険料の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書など所得控除の申告に必要な書類

◆利用者識別番号が分かる書類（当番号を取得済みの場合）

◆マイナンバーカード（お持ちでない人は、通知カード+身元確認書類（運転免許証など）が必要）